

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

村上市の子ども・子育て支援事業は、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人がともに育つ「郷育のまち」の実現を目的とします。

本市の人口は、昭和30年をピークに減少し続けています。合計特殊出生率は全国平均を上回っているものの、出生数は減少しており、人口減少とともに少子高齢化が進行している状況です。

社会状況や生活環境の変化により、地域のつながりが希薄化している中、子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要とされています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎を成す重要な未来への投資です。

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、次の基本理念を掲げます。

基本理念

子育てを みんなで支えるまち むらかみ



2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、企業、関係機関や関係団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、子どもの健全な成長を地域全体で見守る、様々な子育てを支援する地域づくりを進めます。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、相談体制の充実、地域における子育てネットワークの形成の促進など、子育て家庭が社会から孤立することのないよう、支援の充実に取り組みます。

基本目標 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり

次代の担い手である子どもの成長と幸せの基盤となる健康を適切に確保していけるよう、妊娠・出産期からのライフステージに応じた母子保健施策を推進するとともに、小児医療の充実を図ります。

また、人間形成の基礎を培う重要な時期である幼児期に、親子で学び遊べる場と、交流の機会を提供します。学ぶ意欲、思考力、判断力、そして社会性等を一人ひとりが身につけられるよう、学校・家庭・地域等、教育環境の整備と質の向上に努めます。

基本目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けては、多様な働き方に応じた仕事と子育ての両立支援サービスの充実とともに、子育てしながら働くことが可能な雇用環境の整備、企業（事業者）の理解が必要となります。

また、従来の性別役割意識にとらわれない男女共同参画への理解を深めるための啓発を進め、男性・女性ともに仕事にも子育てにもやりがいや充実感を感じることができる社会の実現をめざします。

基本目標 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

虐待、貧困、発達障がい、言葉の壁などの問題を抱え、特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭を支えるための支援体制の充実を図ります。

関係機関と情報を共有し、連携強化を図ることで、それぞれの家庭の状況に寄り添った子育て支援を提供するとともに、不安や孤立感に陥らないよう相談体制を充実させ、すべての子どもたちがこころも身体も健やかに成長していくことができる環境づくりを推進します。

基本目標 5 安心して子育てできる環境づくり

妊娠・出産期から母性、子どもの安全を確保するための環境づくりに取り組みます。妊婦や幼児連れをはじめ、すべての人が安心して外出できるようにハード面、ソフト面のバリアフリー化を進めます。

また、交通事故や犯罪の被害などから子ども達を守るため、交通安全教育の実施、道路等における防犯設備の整備や改善、関係機関・団体が行う自主防犯活動の促進などの対策を推進します。

3 施策の体系

基本理念 子育てをみんなで支えるまちむらかみ	基本目標	施策の方向性	「子ども・子育て支援事業計画」掲載事業
	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	利用者支援に関する事業 地域子育て支援拠点事業 放課後児童健全育成事業 一時預かり事業 時間外保育事業 病児・病後児保育事業
		(2) 保育サービスの充実	子育て援助活動支援事業
		(3) 子育て支援のネットワークづくり	
		(4) 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実	
	2 子どもの健全な成長のための環境づくり	(1) 教育・保育の量の確保と質の向上	
		(2) 家庭や地域の教育力の向上	養育支援訪問事業 子育て短期支援事業
		(3) 子どもや母親の健康の確保	妊婦に対して健康診査を実施する事業 乳児家庭全戸訪問事業
		(4) 小児医療の充実	
		(5) 親子で遊び学べる場の提供	
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 多様な教育・保育環境の整備		
	(2) 育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保		
	(3) 子育てしやすい雇用環境の整備		
	(4) 男女共同参画による子育ての推進		
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	(1) すべての子どもを受け入れる環境づくり		
	(2) 児童虐待防止対策の充実		
	(3) 障害のある子どもとその家族への支援		
	(4) ひとり親家庭等への支援		
	(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援		
5 安心して子育てできる環境づくり	(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の整備		
	(2) 良好な住宅環境の確保		
	(3) 教育・保育施設の耐震化・改修		
	(4) 安心して外出できる環境の整備		